第13号議案

芦屋市行政不服審査会条例の制定について

芦屋市行政不服審査会条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき, 芦屋市行政不服審査会の組織及び 運営に関し必要な事項を定めるため, この条例を制定しようとするもの。

芦屋市行政不服審查会条例

(設置)

- 第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第 1項の規定に基づき,芦屋市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 (組織)
- 第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、 法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱 する。

(委員)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。

(会長)

- 第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第6条 審査会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が選任する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものとする。

(会議)

- 第7条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、当該審査会を構成する委員の過半数をもって決する。
- 4 審査会の委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

- 第8条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。
- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人(法第74条に規定する審査関係人をいう。)にその旨を通知しなければならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、法制に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される審査会の委員の任期は,第4条第1項本文の 規定にかかわらず,平成31年3月31日までとする。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31 年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

芦屋市行政不服審査会	会長	日額	13, 500
	委員	日額	11, 200

参 照 1

芦屋市行政不服審查会条例要綱

1 制定の趣旨

行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき, 芦屋市行政不服審査会の組織及 び運営に関し必要な事項を定めるため, この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 設置(第1条関係)

行政不服審査法(以下「法」という。)第81条第1項の規定に基づき, 芦屋市 行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (2) 所掌事務(第2条関係) 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- (3) 組織(第3条関係)

ア 審査会は、委員5人以内で組織する。

イ 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市 長が委嘱する。

(4) 委員 (第4条関係)

ア 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

イ 委員は、再任されることができる。

ウ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(5) 会長(第5条関係)

ア 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- イ 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- ウ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する 委員が、その職務を代理する。

- (6) 専門委員(第6条関係)
 - ア 審査会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
 - イ 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が選任する。
 - ウ 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したと きは、解任されるものとする。
- (7) 会議(第7条関係)
 - ア 審査会は、会長が招集し、その議長となる。
 - イ 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - ウ 審査会の議事は、審査会を構成する委員の過半数をもって決する。
 - エ 審査会の委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- (8) 調査審議の手続の併合又は分離(第8条関係)
 - ア 審査会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手続を 併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。
 - イ 審査会は、アにより、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したと きは、審査関係人(審査請求人、参加人又は審査庁をいう。)にその旨を通知し なければならない。
- (9) 庶務(第9条関係) 審査会の庶務は、法制に関する事務を所管する課において処理する。
- (10) 補則(第10条関係)

この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

- 3 施行期日等
- (1) 平成28年4月1日
- (2) 最初に委嘱される審査会の委員の任期は、2(4)アにかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- (3) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 芦屋市行政不服審査会の会長及び委員の報酬額等を次のとおり定める。

区分		支給単位	報酬額	旅費の額
芦屋市行政不服	会長	日額	13,500円	芦屋市職員等の旅費
審査会				に関する条例別表第
	委員	日額	11,200円	1級別2級の者の旅
				費相当額

行政不服審査法抜粋(平成28年4月1日施行)

(審査会の調査権限)

第74条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁(以下この款において「審査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下この款において「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第75条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

(第2項省略)

(提出資料の閲覧等)

第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

(第2項から第5項まで省略)

(答申書の送付等)

第79条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及 び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

(第2項及び第3項省略)

4 前3項に定めるもののほか,第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例(地方自治法第252条の7第1項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約)で定める。